

報告第 26 号

小城市未熟児養育医療負担金徴収規則の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

小城市未熟児養育医療負担金徴収規則の徴収基準額表（別紙第 2 条関係）の表中に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に該当する者の負担金を減額する基準があり、法律の名称が一部改正されたことに伴い、規則の一部を改正しましたので報告します。

小城市規則第 20 号

小城市未熟児養育医療負担金徴収規則の一部を改正する規則

小城市未熟児養育医療負担金徴収規則(平成 25 年小城市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

小城市未熟児養育医療負担金徴収規則(平成25年小城市規則第15号)新旧対照表

現行				改正後(案)					
別表(第2条関係) 徴収基準額表				別表(第2条関係) 徴収基準額表					
税額等による世帯の階層区分			徴収基準月額		税額等による世帯の階層区分			徴収基準月額	
階層	定義		基準月額	基準加算月額	階層	定義		基準月額	基準加算月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円
C1	A階層及びD階	均等割の額のみ	5,400円	540円	C1	A階層及びD階	均等割の額のみ	5,400円	540円
C2	層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	7,900円	790円	C2	層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分	所得割の額のある世帯	7,900円	790円

D1	A階層及びB階	15,000円以下	10,800円	1,080円
D2	層を除き前年分	15,001円～40,000円	16,200円	1,620円
D3	の所得税課税世	40,001円～70,000円	22,400円	2,240円
D4	帯であって、そ	70,001円～183,000円	34,800円	3,480円
D5	の所得税の年額	183,001円～403,000円	49,400円	4,940円
D6	の区分が次の区	403,001円～703,000円	65,000円	6,500円
D7	分に該当する世	703,001円～1,078,000円	82,400円	8,240円
D8	帯	1,078,001円～1,632,000円	102,000円	10,200円
D9		1,632,001円～2,303,000円	123,400円	12,340円
D10		2,303,001円～3,117,000円	147,000円	14,700円
D11		3,117,001円～4,173,000円	172,500円	17,250円
D12		4,173,001円～5,334,000円	199,900円	19,990円
D13		5,334,001円～6,674,000円	229,400円	22,940円
D14		6,674,001円以上	全額	左の基準月 額の10パー セント。た だし、その 額が26,300 円に満たな い場合は、2 6,300円

	に該当する世帯			
D1	A階層及びB階	15,000円以下	10,800円	1,080円
D2	層を除き前年分	15,001円～40,000円	16,200円	1,620円
D3	の所得税課税世	40,001円～70,000円	22,400円	2,240円
D4	帯であって、そ	70,001円～183,000円	34,800円	3,480円
D5	の所得税の年額	183,001円～403,000円	49,400円	4,940円
D6	の区分が次の区	403,001円～703,000円	65,000円	6,500円
D7	分に該当する世	703,001円～1,078,000円	82,400円	8,240円
D8	帯	1,078,001円～1,632,000円	102,000円	10,200円
D9		1,632,001円～2,303,000円	123,400円	12,340円
D10		2,303,001円～3,117,000円	147,000円	14,700円
D11		3,117,001円～4,173,000円	172,500円	17,250円
D12		4,173,001円～5,334,000円	199,900円	19,990円
D13		5,334,001円～6,674,000円	229,400円	22,940円
D14		6,674,001円以上	全額	左の基準月 額の10パー セント。た だし、その 額が26,300 円に満たな い場合は、2 6,300円